

## 留萌くらしのなかの法律相談会のご案内

留萌の土業を中心に構成する六友会（りくゆうかい）が主催する無料法律相談会が平成30年11月4日午後1時から5時まで留萌市保健センターはーとふる2階にて開催されます。

弁護士、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、税理士、宅地建物取引士がチームを組んで皆様のくらしのどんな相談にもお答えします。

事業や経営の相談、不動産の処分について、相続や遺言、遺産分割について話を聞きたい、成年後見制度とはどんなものか、離婚時の養育費はどうしたらいいか、賃貸トラブルで悩んでいる、おとなりとの境界線でもめているなど、相談内容に応じて複数の土業が協力して相談に臨みます。

相談時間は1枠30分の10枠。事前予約が必要となります。お問い合わせ・ご予約は留萌ひまわり基金法律事務所0164-42-3341まで。なお、予約受付期間は10月22日から11月2日までとなっていますのでご注意ください。

また、ホームページでの予約も受け付けていますので、こちらをご覧ください。



六友会ホームページ  
<https://rumoirikuyukai.wixsite.com/rikuyukai>

## おびまる広場と道の駅「おびら鯨番屋」に屋外Wi-Fiができました!!

FREE Wi-Fi

SSID: obira  
PASS: obiratown

## 接続方法は3つ!



- ① メールアドレスを入力して接続
- ② SNS のアカウントを使って接続
- ③ アンケートに答えて接続

# information 各種情報

## 秋の深まりと冬の訪れ

9月中旬頃から北海道の高い山では紅葉が始まり、10月下旬には、初霜や初氷、初雪が観測される季節となります。災害発生の可能性がある場合、气象台からは警報・注意報などの情報を発表していますが、この季節は天気や気温などの変化が大きく、次のようなことに注意する季節となります。

- ① 日中は暖かくても朝晩の冷え込みで一日の気温差が激しく、また、日ごとの気温差も大きいので、体調を崩してしまいがちです。体調管理に注意しましょう。
- ② 山々では一足先に冬が訪れています。旭岳の初冠雪の平年は9月25日で、標高1,500m付近でも、10月下旬にもなれば気温が0℃を下回る日が多くなり、普通に雪が降ります。登山をするときは防寒対策を十分に行い、悪天が予想される場合は計画を中止する勇気を持ちましょう。
- ③ 平地の気温で見ると、上川・留萌地方では最低気温の平年値が10月下旬にはすでに2℃を下回るころがでてきます。峠や山間部では気温がもっと低くなっており、雨が降ると路面が凍って滑りやすくなります。ドライバーの皆さんは、雨や雪、気温の予報を参考にスリップ事故に注意し安全運転をお願いします。冬タイヤへの交換は、遠出をする方は早めになさったほうが良いかもしれません。

上記の注意点を回避するためには、警報・注意報だけでなく、日頃の天気番組やニュース、週間予報などの情報を利用し、行動計画を検討するようにしましょう。

※旭川地方气象台ホームページアドレス

<http://www.jma-net.go.jp/asahikawa/>

◎問い合わせ先

旭川地方气象台 ☎0166-32-7102

## 「必ずチェック 最低賃金!使用者も、労働者も」 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 835円

効力発生日 平成30年10月1日

◎問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局労働基準監督署(支署)